



2019年3月改訂版

親元同居近居 支援制度のごあんない



白井市に居住する親世帯と

同居や近居を

目的として、自宅の購入または 工事の契約をし、市外から転入したかたに補助金を交付します

補助の対象となるかた

■転入した日から1年以内に申請してください。

- 1 申請者または申請者の配偶者が
転入者であること(単身者も可)
- 2 申請者および申請者の配偶者が
転入日において年齢が49歳以下であること
- 3 申請者の親または申請者の配偶者の親の1名以上が
転入日において5年以上白井市の住民基本
台帳に記録されていること

- 4 申請者の世帯員および親の世帯員全員が
前年度分の市区町村税を滞納していないこと
- 5 申請者の世帯員全員が
過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- 6 リフォーム工事を行った場合は
その住宅を本人、配偶者、本人の親または
配偶者の親が所有していること
- 7 新築、購入または増築した
住宅を登記すること
- 8 新築、購入、増築またはリフォーム工事をした
住宅の所在地に転入し、
当該住宅に居住すること

支援 その1

■床面積50㎡以上の住宅を

新築または購入した場合

最大50万円

中学生以下のお子さんがある場合

住宅金融支援機構
[フラット35]
子育て支援型

借入金利:当初5年間

年0.25%

引き下げ利用可能

支援その1から3の
いずれか1つを選択できます

支援 その2

■住宅を床面積30㎡以上

増築した場合

最大40万円

中学生以下のお子さんがある場合

支援 その3

■20万円以上

リフォーム・増築した場合

最大20万円

中学生以下のお子さんがある場合



白井市親元同居近居支援制度のご案内

詳しくは

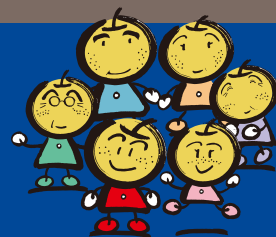
白井市 建築宅地課 建築班 までお問合せください

☎047-492-1111 内線3714~5

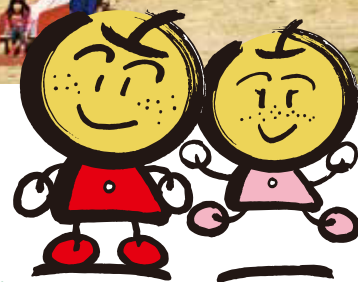
白井市 近居

検索

<http://www.city.shiroi.chiba.jp/> または、左記のQRコードから



白井市マスコットキャラクター「なし坊」ファミリー



白井市マスコットキャラクター「なし坊」

補助金を 申請するに あたっての注意事項

転入した日から1年以内に、[※]以下の書類を市に提出してください。

- ① 申請書(市のホームページからダウンロードできます)
- ② 誓約書(市のホームページからダウンロードできます)
- ③ 申請者の世帯員および親の世帯員全員の住民票の写し(続柄が記載されたものに限る。)
- ④ 申請者の世帯員および親の世帯員全員(18歳未満の者を除く)の前年度の市区町村税の納税証明書[※]の写し、または非課税証明書の写し
- ⑤ 転入者である申請者または申請者の配偶者の戸籍の附票の写し等
(転入日前1年間に白井市の住民基本台帳に記録されたことがないことがわかる書類)
- ⑥ 申請者または申請者の配偶者と親の続柄を証明できる戸籍全部事項証明書、または戸籍個人事項証明書
- ⑦ 住宅の登記事項証明書の写し
- ⑧ 住宅の確認済証の写し
- ⑨ 工事請負契約書または売買契約書の写し
- ⑩ 領収書の写し
- ⑪ 住宅の位置図
- ⑫ 住宅の平面図(リフォーム工事をした場合は、リフォーム工事の内容を明らかにする図面)
- ⑬ リフォーム工事の工事前、工事中および工事後の写真等工事の実施を明らかにするもの(リフォーム工事をした場合)
- ⑭ 母子健康手帳の写し(申請者が属する世帯に子どもがおらず、申請者または申請者の配偶者が妊娠している場合)
- ⑬ その他市長が必要と認める書類

白井市 2019年度版

**親元同居近居
支援制度**
のごあんない



※申請書および誓約書の様式は、^(Word書類)市のホームページからダウンロードできます。

下記のURLからアクセスする場合

- タイトル下のナビボタン「くらし・手続き」をクリック。 ●プルダウンメニューから「住まい・自治会」をクリック。 ●「支援・助成」の項目一番下「親元同居近居支援制度のご案内」をクリック。
- 申請書および誓約書(Word書類)はスクロールした中ほどにあります。



白井市親元同居近居支援制度のご案内ページ

白井市 近居

検索

<http://www.city.shiroi.chiba.jp/>
または、左記のQRコードから

ときめきと みどりあふれる 快活都市

SHIROI